

## 別添

### 韓国山地保全協会 (Korea Forest Conservation Association)

#### 1. 設立及び目的

韓国山地管理法第 46 条に基づき 2004 年 4 月に設立。

山地保全及び山地資源育成のための政策、制度の調査・研究並びに教育、広報などに関する事業を行うことを目的とする。

#### 2. 協会の任務

##### 1) 山地管理法に基づく事業

山地転用妥当性調査事業(山地管理法第 18 条の 2)

不法転用山地調査(山地管理法第 44 条の 2)

採石経済性評価(山地管理法施行令第 34 条)

山地基本計画と地域計画樹立のための調査(山地管理法第 3 条の 4)

##### 2) その他協会の目的に沿った事業

山地特性評価制度の改善方案

毀損山地復元マニュアル

国立公園山地毀損現況調査

山地管理地域計画樹立のための調査(自治体及び地方山林庁)

#### 3. 協会の戦略

- 1) 迅速かつ正確な山地転用妥当性調査
- 2) 転用された山地の不法拡大防止法案を提示
- 3) 競争力のある直接事業の拡大及び基盤を構築
- 4) 山地管理分野における研究補強
- 5) 山林生態復元技術の確立
- 6) 山林文化環境教育の暢達(発展)及び普及
- 7) 山地保全に関する積極的な広報

#### 4. 協会の連絡先

The Korea Federation of Teacher's Association 6FL  
142 Umyeon-dong, Seocho-gu, Seoul, 137-715, Korea  
<http://www.kfcm.or.kr/MA/>